

犯罪被害者支援

11/25~12/1は
「犯罪被害者週間」
です

犯罪被害は
決して他人ごとではありません

想像してください
もしも あなたの大切な人が
犯罪被害に遭ってしまったとしたら…

ニュースなどで報道される事件や事故。
その中には、傷付き、心を痛めている被害者や御遺族がいらっしゃいます。
事件が解決し、犯人が捕まっても、被害者等の気持ちは解決していません。
苦しみを抱える被害者等の心の声を聴き、温かく寄り添いましょう。

警察の被害者相談窓口

警察相談電話

#9110 通話料有料

おひとりで悩まずに、まずはご相談ください。



『性犯罪被害相談』はこちらへ↓

性犯罪被害相談電話（ハートさん） #8103 通話料無料

※ 執務時間外は、当直警察官が対応します。

※ 性犯罪被害相談電話は通話料無料ですが、一部の電話からは無料でおつなぎできない場合があります。

愛媛県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

公益社団法人 被害者支援センターえひめ

「被害者支援センターえひめ」は、県内唯一の犯罪被害者支援団体です。
次のような支援を行っています。秘密は守ります。ご相談ください。

電話相談

面接相談

警察署・医療
機関等への
付添い支援

弁護士との
合同相談

裁判における
支援

日常生活の
支援

自助グループ
の支援



相談電話 (089)905-0150

毎週火～土曜日 10:00～16:00（祝日・年末年始を除く。）
ホームページ <http://www.shien-ehime.or.jp>





警察による犯罪被害者支援



被害者連絡制度

殺人・傷害・性犯罪などの身体犯、ひき逃げ事件・交通事故死亡事故などの被害者等に対して、事件を担当している捜査員などが、「刑事手続、捜査状況、被疑者の検挙・処分状況」などを連絡します。

被害者の手引の配布

殺人・傷害・性犯罪などの事件や交通事故の被害者等の方のために、「被害者の手引」を配布しています。



被害者支援要員制度

殺人・傷害・性犯罪などの身体犯、ひき逃げ事件・交通事故死亡事故などの被害者支援が必要とされる事案が発生した時に、被害者等に対して、

- 病院の手配や付添い
- 実況見分等の付添い
- 心配事等に対する相談
- 犯罪被害者支援団体等関係機関・団体の紹介などの支援活動を行っています。



精神的被害の支援

犯罪被害により強いストレスにさらされると、

- 強い恐怖・不安を感じる、眠れない
- 物事に集中できない、事件の光景が思い浮かぶ
- 頭痛や肩こりがする、息苦しさを感じる

などの心身の反応があらわれることがあります。

警察では、このような精神的被害の回復を支援するため、カウンセラーと連携しています。



公費負担制度

- **性犯罪被害者に係る緊急避妊等に要する経費の負担**
性犯罪の被害者に対し、医療費などを公費で負担しています。

診断書料

初診料

感染症
検査料

妊娠
検査料

投薬料

- **一時避難場所の確保に係る経費の負担** など

被害者の中には、大きな精神的ダメージを受けながらも、誰にも相談できず、一人で抱え込んでしまっている方も多くいます。

そのような被害者の気持ちや立場を社会全体で理解し、充実した支援環境を整備していくことが大切です。



犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度とは、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族や犯罪行為を受けた被害者に対して、国が一時金として給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするものです。次の3種類があります。

・遺族給付金

被害者が亡くなった場合、遺族に支給。

・重傷病給付金

被害者が重傷病になった場合に支給。

・障害給付金

被害者に障害が残った場合に支給。

なお、犯罪行為によって被害を受けた場合でも、給付の全部又は一部が支給されない場合もありますので、詳しくは担当者までお問い合わせください。



制度の詳細については、愛媛県警察本部犯罪被害者支援室（089-934-0110）
又は最寄りの警察署にお問い合わせ下さい。